

令和6年度 水質検査頻度及び設定理由（駒里水系浄水）

	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	1/5		原則 検査頻度	1/5 超過	1/10超過 1/5以下	1/10 以下	3年1回 省略有無	検査頻度 採水場所	年間検査回数 末端給水栓	設定理由
					1年1回頻度可	3年1回頻度可								
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0			月1回					月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出			月1回					月1回	12	法令通り毎月検査
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	3ヶ月 1回以上			○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.005				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.005	<0.004	0.00425	0.008	0.004				○		3ヶ月1回	4	新基準項目のため年4回検査
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.8	1	0.675	2	1			○			月1回	12	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため毎月検査
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.08	0.1	0.09	0.16	0.08			○			年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.05	0.05	0.05	0.2	0.1				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.008	0.004				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004	0.002				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	0.001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	0.001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	0.001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
21 塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06	<0.06	<0.06	0.12	0.06						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.0010	0.00097	0.00115	0.012	0.006						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	0.006	0.003						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.0004	0.0003	0.0004	0.02	0.01						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.0021	0.0021	0.0024	0.02	0.01						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	0.006	0.003						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.0008	0.0007	0.00085	0.006	0.003						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
30 プロモホルム	0.09mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.018	0.009						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.008	<0.008	<0.008	0.016	0.008						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	0.1				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.02				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	0.03				○		月1回	12	性状確認のため今まで通り毎月検査
35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	0.1				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	12	12	13	40	20				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.002	0.002	<0.001	0.01	0.005				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
38 塩化物イオン	200mg/l以下	2.1	2.1	1.975				概ね月1回				月1回	12	法令通り毎月検査
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	56	65	66.6	60	30		3ヶ月 1回以上			○		月1回	12
40 蒸発残留物	500mg/l以下	143	141	125	100	50						3ヶ月1回	4	性状確認のため年4回検査
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02			○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回	
42 ジェオスミン	0.0001mg/l以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.00002	0.00001	藻の発生する時期		○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.00002	0.00001	月1回		○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月 1回以上		○		3ヶ月1回	4	性状確認のため年4回検査	
45 フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005			○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回	
46 有機物（TOC）	3mg/l以下	0.4	0.5	0.44			概ね月1回				月1回	12	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8~8.6	6.9~7.1	7.0~7.1	7.0~7.1								月1回	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし								月1回	12	法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし								月1回	12	法令通り毎月検査
50 色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5								月1回	12	法令通り毎月検査
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1								月1回	12	法令通り毎月検査

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果（残留塩素）	365

※新規追加項目

	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	1/5以下 1年1回頻度可	1/10以下 3年1回頻度可	原則 検査頻度	1回	検査頻度 採水場所	年間検査回数 末端給水栓	設定理由
※ 有機フッ素化合物 (PFOS及びPFOA)	50ng/l以下 PFOSとPFOAの合計値				10	5	原則無し	○	年1回	1	性状確認のため年1回検査